



2022年5月27日

各 位

会社名 株式会社 九 電 工
代表者名 代表取締役 社長執行役員 佐藤 尚文
(コード番号 1959、東証プライム市場・福証)
問合せ先 経営管理部長 宮崎 昌英
(TEL092-523-6386)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第94期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設、取締役の員数に関する規定の変更等を行うものであります。
- (2) 監督と業務執行の分離を明確にすべく、役付取締役としての「取締役社長」を執行役員制度に基づく「社長執行役員」に変更するものであります。これに伴い、役付取締役に関する規定の変更を行うとともに、執行役員に関する規定の新設等を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにより、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることに伴い、規定の変更等を行うものであります。
- (4) 上記に伴う条数の修正、その他所要の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>株主総会</u></p> <p>(2) <u>取締役および取締役会</u></p> <p>(3) <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>2 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続等は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 定時総会は毎年6月に、臨時総会は必要に応じ、取締役会の決議に基づき、<u>社長</u>がこれを招集する。</p> <p>(議 長)</p> <p>第13条 総会の議長は、<u>社長</u>がこれに任ずる。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか</u>、次の機関を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続等は、法令または本定款のほか、<u>取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 <u>当社の定時株主総会</u>は毎年6月に、<u>臨時株主総会</u>は、<u>必要あるときに</u>、取締役会の決議に基づき、<u>株主総会の議長である取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>(議 長)</p> <p>第13条 <u>株主総会の議長</u>は、<u>取締役である社長執行役員</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>前項の社長執行役員</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="165 152 769 228"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="165 237 785 546">第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="434 595 513 627">(新設)</p> <p data-bbox="181 1034 347 1066">(決議の方法)</p> <p data-bbox="165 1075 785 1223">第 15 条 総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="229 1232 785 1424">2 総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。</p> <p data-bbox="181 1473 290 1505">(議事録)</p> <p data-bbox="165 1514 785 1706">第 17 条 総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名なつ印するものとする。</p> <p data-bbox="274 1756 673 1787">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="181 1836 290 1868">(定員)</p> <p data-bbox="165 1877 663 1908">第 18 条 取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="434 1957 513 1989">(新設)</p>	<p data-bbox="1078 152 1158 183">(削除)</p> <p data-bbox="823 595 1056 627">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="810 636 1433 748">第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="874 757 1433 990">2 当社は、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対し、電子提供措置をとる事項を記載した書面を交付するが、当該事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について記載しないことができる。</p> <p data-bbox="823 1034 989 1066">(決議の方法)</p> <p data-bbox="810 1075 1433 1223">第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="874 1232 1433 1424">2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p data-bbox="823 1473 932 1505">(議事録)</p> <p data-bbox="810 1514 1433 1626">第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p data-bbox="845 1756 1398 1787">第 4 章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p data-bbox="823 1836 932 1868">(員数)</p> <p data-bbox="810 1877 1433 1944">第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>13</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="874 1953 1433 2065">2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、<u>6</u>名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、会長、副会長および社長を置くことができる。</p> <p>(役付取締役の職務) 第22条 社長は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行する。</p> <p>(職務代行) 第23条 会長または社長が欠けたとき、もしくは事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</p>	<p>(選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第20条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から<u>会長および副会長を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の構成)</p> <p><u>第 24 条</u> 取締役会は、取締役をもって構成する。</p> <p><u>2</u> 監査役は、取締役会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 <u>25</u> 条 取締役会は、会長がこれを招集する。 (新設)</p> <p><u>2</u> 取締役会招集の通知は、各取締役および監査役に対し、会日の 2 日前に発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第 <u>26</u> 条 取締役会の議長は、会長がこれに<u>任ずる</u>。 (新設)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第 27 条</u> 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務執行を決定する。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 <u>28</u> 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その出席取締役の 3 分の 2 以上の多数をもって行なう</u>。</p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 <u>22</u> 条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> 会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを代行する。</p> <p><u>3</u> 取締役会<u>の招集通知は</u>、各取締役に対し、会日の 2 日前<u>までに</u>発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第 <u>23</u> 条 取締役会の議長は、会長がこれに<u>当たる</u>。</p> <p><u>2</u> 会長に事故あるときは、前条第 2 項による招集権者がこれを代行する。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 <u>24</u> 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した</u>取締役の 3 分の 2 以上をもって行なう。</p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p><u>第 25 条</u> 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 26 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第 29 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名なつ印するものとする。</u></p> <p>2 <u>前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</u></p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する<u>旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員およびその他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>3 <u>社長執行役員に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の執行役員がその職務を代行する。</u></p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(常勤監査等委員および常任監査等委員)</p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の互選によって、常任監査等委員若干名を置くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会招集の通知)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 5 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、これを短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(議事録)</u> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名なつ印するものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役の実任限定契約)</u> <u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第40条 ~ (条文省略) 第41条</p>	<p>第32条 ~ (現行どおり) 第33条</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第42条 ~ (条文省略) 第45条</p>	<p>第34条 ~ (現行どおり) 第37条</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>附則 <u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>第94条 期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>1 <u>現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとするが、施行日から 6 か月以内に招集する株主総会については、現行定款第 14 条を適用する。</u></p> <p>2 <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>